

農地法第4・5条申請に必要な書類

- | | | |
|----|----------------|---------------------------------|
| 1 | 農地法4・5条申請書 | (農業委員会にあります。) |
| 2 | 代替地検討 | (1種、2種農地の場合必ず必要です。) |
| 3 | 位置図 | (ゼンリンなど：縮尺が1/10,000～1/50,000程度) |
| 4 | 14条地図・字図 | (高鍋法務局で発行しています。) |
| 5 | 登記事項証明書 | (高鍋法務局で発行しています。) |
| 6 | 譲受人の住民票 | (町外在住の場合のみ※各市町村役場で発行しています。) |
| 7 | 譲渡人の住民票 | (町外在住・登記事項証明書の住所と現住所が違う場合) |
| 8 | 建物図 | (配置図・平面図・立面図) |
| 9 | 排水計画 | (排水計画図面・水利権利者等関係者の同意書) |
| 10 | 土地改良区の同意書 | (各土地改良区で発行しています。) |
| | 土地改良区受益地の証明 | (各土地改良区で発行しています。) |
| 11 | 申請人が法人の場合 | (法人の登記事項証明書・定款の写し) |
| 12 | 資金計画及び事業計画 | (土地代・造成費・建築費などを記載してください。) |
| 13 | 融資証明書・残高証明 | (総事業費に見合う融資予約証明書・残高証明書) |
| 14 | 関係法令の許認可申請書の写し | |
| 15 | 山林に転用する場合 | (植林計画書※農業委員会にあります。) |
| 16 | 始末書・現地写真 | (無断転用・事前着工・既存の建物等がある場合) |

※ 必要な書類は全て2部必要です。(申請書以外は2部目がコピーで可)

※特に問題がなければ申請月の翌月中旬頃に許可書をお渡しいたします。

※申請は毎月17日(17日が閉庁の時は前日)までに完成した書類を提出してください。未完成の書類を提出された場合、翌月総会案件とすることもありますので御注意ください。また、平成28年12月申請は12月15日が締切りとなります。

※本人で申請書を作成できない方は、行政書士・司法書士に代行してもらうことをお勧めします。

※土地改良区 川南原土地改良区 (0983-27-0350)
尾鈴土地改良区 (0983-27-5484)

メモ
